

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、  
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

## 暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1

が入札書ごとに必要になります。※2、※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

## 宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

(宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当するか否かについて警察への調査の囑託が行われません。)

※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。

※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

①住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。

②自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある口にチェックをしてはいけません。

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として、入札無効になる場合があります。

## 期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 3月17日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 太 田 博 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

### 記

入札期間	令和 7年 4月 2日 午前 9時00分から 令和 7年 4月 8日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年 4月11日 午前10時00分 場 所 広島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年 5月 1日 午後 3時00分 場 所 広島地方裁判所民事第4部
特別売却 実施期間	令和 7年 4月15日 午前 9時00分から 令和 7年 4月15日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 株式会社商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 (注) 現金, 小切手は保証として認めない(特別売却を除く)。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 3月17日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	





## 物 件 目 録

- |   |       |                                  |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在   | 広島市安佐南区山本新町五丁目                   |
|   | 地 番   | 515番15                           |
|   | 地 目   | 宅地                               |
|   | 地 積   | 168.77平方メートル                     |
| 2 | 所 在   | 広島市安佐南区山本新町五丁目515番地15            |
|   | 家屋 番号 | 515番15                           |
|   | 種 類   | 居宅                               |
|   | 構 造   | 木造スレートぶき2階建                      |
|   | 床 面 積 | 1階 65.41平方メートル<br>2階 63.76平方メートル |



## 物 件 明 細 書

令和 7年 2月14日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 太 田 博 子

---

---

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

---

---

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

---

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

---

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

---

---

5 その他買受けの参考となる事項

なし

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 広島市安佐南区山本新町五丁目  
地 番 515番15  
地 目 宅地  
地 積 168.77平方メートル
- 2 所 在 広島市安佐南区山本新町五丁目515番地15  
家屋 番号 515番15  
種 類 居宅  
構 造 木造スレートぶき2階建  
床 面 積 1階 65.41平方メートル  
2階 63.76平方メートル



令和 6 年(ケ)第 1 4 1 号  
令和 6 年12月 4日受理  
令和 7 年 1月 7日提出

## 現 況 調 査 報 告 書

広 島 地 方 裁 判 所

執 行 官 林 隆 也

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



物 件 目 録

- |   |       |                                  |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在   | 広島市安佐南区山本新町五丁目                   |
|   | 地 番   | 515番15                           |
|   | 地 目   | 宅地                               |
|   | 地 積   | 168.77平方メートル                     |
| 2 | 所 在   | 広島市安佐南区山本新町五丁目515番地15            |
|   | 家屋 番号 | 515番15                           |
|   | 種 類   | 居宅                               |
|   | 構 造   | 木造スレートぶき2階建                      |
|   | 床 面 積 | 1階 65.41平方メートル<br>2階 63.76平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり														
住居表示	広島市安佐南区山本新町五丁目15番22号														
土地	物件 1														
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地（物件1） <input type="checkbox"/> 公衆用道路（物件 ） <input type="checkbox"/> （物件 ）														
形状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 建物図面（各階平面図）のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>														
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり														
下記以外の建物（目的外建物）	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）														
その他の事項	本土地は北西側が広島市道（安佐南3区833号線）に接面している。														
建物	物件 2														
種類、構造及び床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点異なる（ <input type="checkbox"/> 主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物） <input type="checkbox"/> 種類： <input type="checkbox"/> 構造： <input type="checkbox"/> 床面積：														
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>種類：</td> </tr> <tr> <td></td> <td>構造：</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床面積：</td> </tr> </table>			{	種類：		構造：		床面積：						
{	種類：														
	構造：														
	床面積：														
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本建物を 住居 として使用している。 <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり														
上記以外の敷地（目的外土地）	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）														
その他の事項															
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">[</td> <td>地方裁判所</td> <td>支部</td> <td>令和</td> <td>年( )第</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保管開始日</td> <td>令和</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>			[	地方裁判所	支部	令和	年( )第	号		保管開始日	令和	年	月	日
[	地方裁判所	支部	令和	年( )第	号										
	保管開始日	令和	年	月	日										
土地建物の位置関係	<input checked="" type="checkbox"/> 建物図面（各階平面図）のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり														

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述要旨等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述要旨等
■ 所有者	<ol style="list-style-type: none"><li>1 本件建物では私が一人で暮らしています。</li><li>2 本件建物内で以前猫を2匹飼っていましたが、今はいません。</li><li>3 本件建物はオール電化住宅ですが、太陽光発電設備は設置していません。</li><li>4 現況調査には立ち会えないので、適宜解錠の上、実施してください。</li></ol>

執行官の意見
<ol style="list-style-type: none"><li>1 本件土地建物の状況は、別紙建物図面（各階平面図）、建物間取図（物件2・見取図）及び添付写真のとおりであり、本件建物内の状況から、同建物には関係人の陳述に沿った占有が認められた。</li><li>2 別紙の写真に示した境界線は正確な位置を示すものではなく、現地調査の結果から推測される境界を示したものにすぎない。</li></ol>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

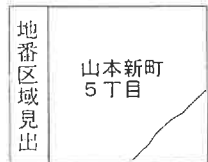
調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和6年12月11日（水） 10：20－10：45	広島法務局	公図、地積測量図、建物図面、登記事項要約書等 交付申請
令和6年12月11日（水） 11：10－11：25	広島市北部市税事務所 （広島市安佐南区役所）	建物課税等調査
令和6年12月11日（水） 11：40－11：50	物件所在地	占有関係調査、形状調査、写真撮影
令和6年12月16日（月） 13：00－13：05	当庁	所有者に架電 占有関係等聴取
令和6年12月27日（金） 10：40－11：00	物件所在地	占有関係・間取等調査、写真撮影（評価人同行）
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和6年12月27日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



+24676.112 (座標値種別：測量成果)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	広島市安佐南区山本新町五丁目			地番	515番15			
出力縮	1/500	精度区	甲三	座標系番号又は記号	Ⅲ	分類	地図に準ずる図面	種類	その他
作成年月日	平成25年7月3日			備付年月日(原図)	平成25年7月23日		補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年12月11日  
広島法務局

請求番号：15-1  
(1/1)

登記官

(5枚目)

縮小(A3→A4)

公用

登記年月日：平成29年10月11日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
令和6年12月11日 広島法務局 登記官

登記官

(6 枚目)

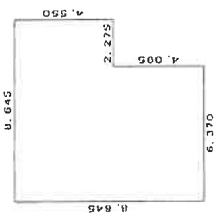
建物図面

家屋番号 515-15

建物の所在 広島市安佐南区山本新町五丁目515番地15

各階平面図

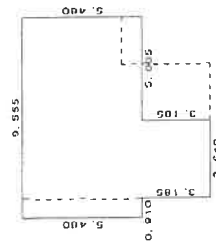
1 階



床積算

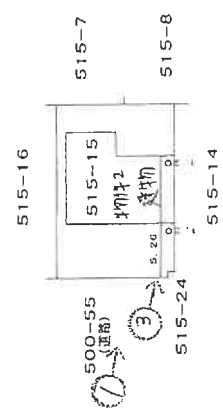
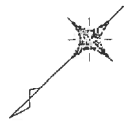
$4.550 \times 8.645 = 39.334750$   
 $4.005 \times 6.370 = 25.501650$   
 合計 65.419000  
 床面積 65.41 m<sup>2</sup>

2 階



床積算

$5.460 \times 9.555 = 52.170300$   
 $3.185 \times 3.640 = 11.603400$   
 合計 63.763700  
 床面積 63.76 m<sup>2</sup>



②

製作者 土地係

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

自作製

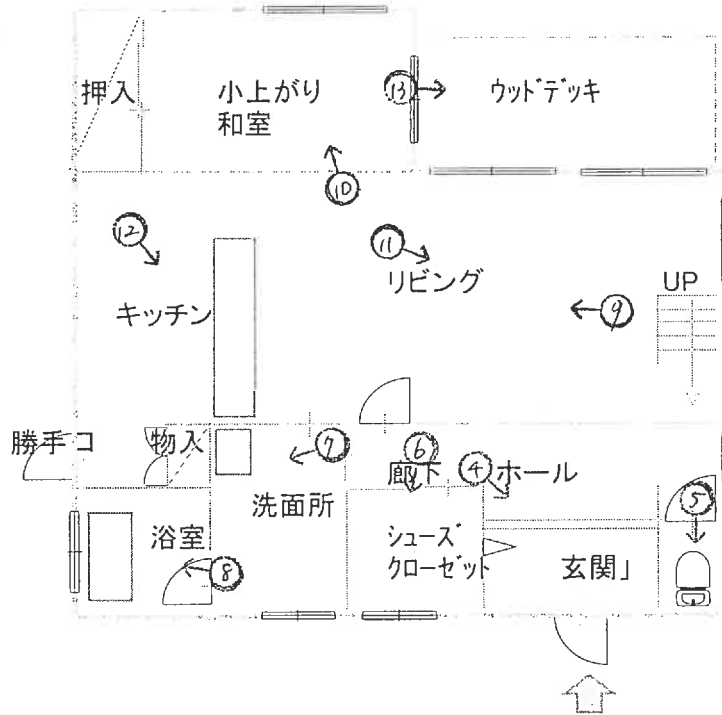
縮尺(A3→A4)

請求番号：15-3

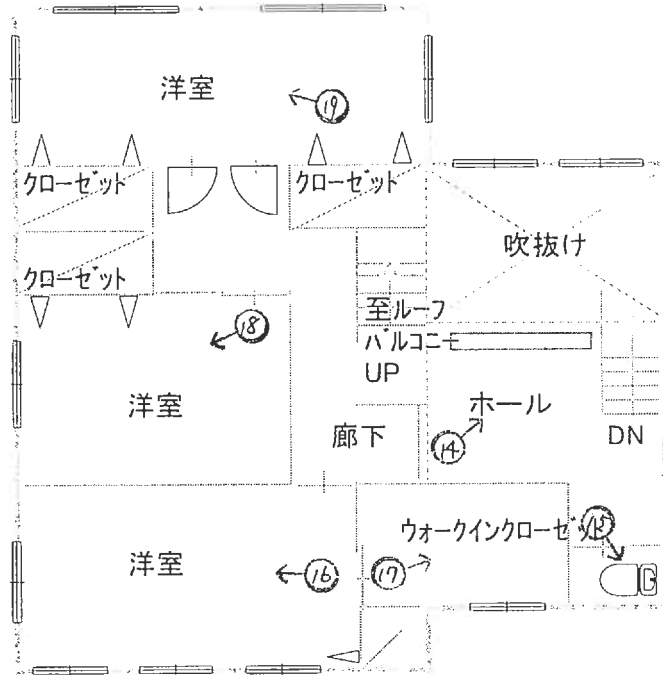
凡例 ○→写真撮影方向

# 建物間取図 (物件2・見取図)

1階



2階



建築面積	
1階	65.41m <sup>2</sup>
2階	63.76m <sup>2</sup>
合計	129.17m <sup>2</sup>



凡例 ○➡ 写真撮影方向

( 7 枚目 )

写真1



写真2

本件建物



広島市道（安佐南3区833号線）

写真3



515番24土地



写真4



写真5



写真6



写真7



写真8



写真9



写真10



写真11



写真12



写真13



写真14



写真15



写真16



写真17



写真18



写真19



写真20 ルーフバルコニー



令和 6 年 (ケ) 第 141 号  
令和 6 年 12 月 27 日 現地調査  
令和 7 年 1 月 9 日 評 価

広島地方裁判所 御中

# 評 価 書

評価人 不動産鑑定士

三宅 功

印

## 第1 評価額

一 括 価 格	
金 19,041,000円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 4,280,000円
物件2 (建物)	金 14,761,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。



### 第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	広島市安佐南区山本新町五丁目 515番15 宅地 168.77m <sup>2</sup>	同左
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	広島市安佐南区山本新町五丁目515番地15 515番15 居宅 木造スレートぶき2階建 1階 65.41m <sup>2</sup> 2階 63.76m <sup>2</sup> <hr/> 延べ 129.17m <sup>2</sup>	同左
番号	特記事項		
	特になし。		

#### 第4 目的物件の位置・環境等

##### 1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	JR可部線「安芸長束」駅の北西方直線距離約2.7km。 バス停「春日野北」の北西方直線距離約70m。		
付近の状況	付近は、一般住宅が建ち並ぶ住宅地域。		
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 50% 100% — 春日野地区地区計画（A地区）	
画地条件	規模 168.77 m <sup>2</sup>	間口 約 10 m 奥行 約 16 m 形状 長方形 接面状況 中間画地 その他 地勢平坦	
接面道路の状況	北西側 約 6 m	舗装 市道	高低差：等高
土地の利用状況等	現状は物件2の建物が存する。 隣地は戸建住宅 目的外建物 なし。		
供給処理施設	上水道	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり	
	※ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業（簡易水道含む）及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。		
	都市ガス	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり	下記特記事項参照
※ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・LPG等はこれに含まれない。			
公共下水	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり		
※ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用下水道等はこれに含まれない。但し農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。			
特記事項	現地調査からは土壌汚染に係る端緒は発見されなかった。 広島ガスにおける調査によるとガスの敷地内への引込みはあるとのこと。但し、建物はオール電化住宅とのことであり、都市ガスは使用されていない模様。詳細について買受希望者は広島ガスへの問合せを要する。		

## 2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)：平成 29 年 9 月 30 日 新築 経 過 年 数：約 7 年 経済的残存耐用年数：約 23 年
仕 様	構 造： 第 3 目的物件欄記載のとおり。 屋 根： 第 3 目的物件欄記載のとおり。 外 壁： サイディングボード 内 壁： クロス貼り等 天 井： クロス貼り等 床： 畳、フローリング等 設 備： 電気、給排水等 その他： ー
床面積（現況）	第 3 目的物件欄記載のとおり。
現況用途等	現況用途：居宅 間 取 り：添付の附属資料「建物間取図（見取図）」のとおり。
品 等	やや優る
保守管理の状態	やや優る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	現地調査においてエコキュートを確認したが、評価の考慮外とした。

## 第5 評価額算出の過程

### 1 基礎となる価格

#### (1) 建付地価格 (物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	持分 オ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	80,500	1.00	168.77	1.00	1	13,586,000

#### ア 標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を、幅員6m舗装市道に等高接面する地積約150㎡程度の略整形な中間画地とした。

#### 地価調査基準地 (安佐南(県)-6)

公示価格等 (円/㎡) a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	規準価格(円/㎡) a×b×c×d
88,500	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{110}$	80,500

◇時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正 : なし

◇地域格差 : 街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定した。

#### イ 個別格差 : なし

相乗積	1.00

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建付減価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 持 分 : 共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

(2) 建物価格 (物件 2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	持分 エ	建物価格(円) ア×イ×ウ×エ
2	170,000	129.17	0.62	1	13,615,000

ウ 現価率：

経過年数 a	経済的残存 耐用年数 b	経済的全 耐用年数 a+b
7 年	23 年	30 年

残価率	観察減価
3 %	20 %

$$\text{現価率} = \left[ \text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times \left( \frac{\text{経済的残存耐用年数}}{\text{経済的全耐用年数}} \right) \right] \times (100\% - \text{観察減価}) = 0.62$$

エ 持 分： 共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

## 2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

### (1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格(円) ア×イ
1	13,586,000	0.55 法定地上権	7,472,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を 55 %と査定した。

### (2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額(円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	13,586,000	- 7,472,000	/	1.00	0.70	4,280,000
2	13,615,000	+ 7,472,000	1.00	1.00	0.70	14,761,000
一括価格 (合計)						19,041,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：必要なし。

オ 競売市場修正：第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

## 第6 参考価格資料

### 1 地価調査基準地（安佐南(県)-6）

所 在 : 広島市安佐南区山本新町2丁目207番21「山本新町2-7-32」  
価 格 : 88,500円/㎡  
位 置 : JR可部線「安芸長束」駅の北西方道路距離約4.2km  
価 格 時 点 : 令和6年7月1日  
地 積 : 185㎡  
供給処理施設 : 水道、ガス、下水  
接 面 街 路 : 北西側6m市道  
用途指定等 : 第1種低層住居専用地域（建蔽率50%、容積率100%）  
地域の概要 : 低層一般住宅が建ち並ぶ高台の住宅地域。

### 2 固定資産税評価額（令和6年度）

物件1	10,446,863 円	（1㎡当たり 61,900 円）、	課税地積	168.77 ㎡
物件2	7,893,313 円	（1㎡当たり 61,108 円）、	課税床面積	129.17 ㎡

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

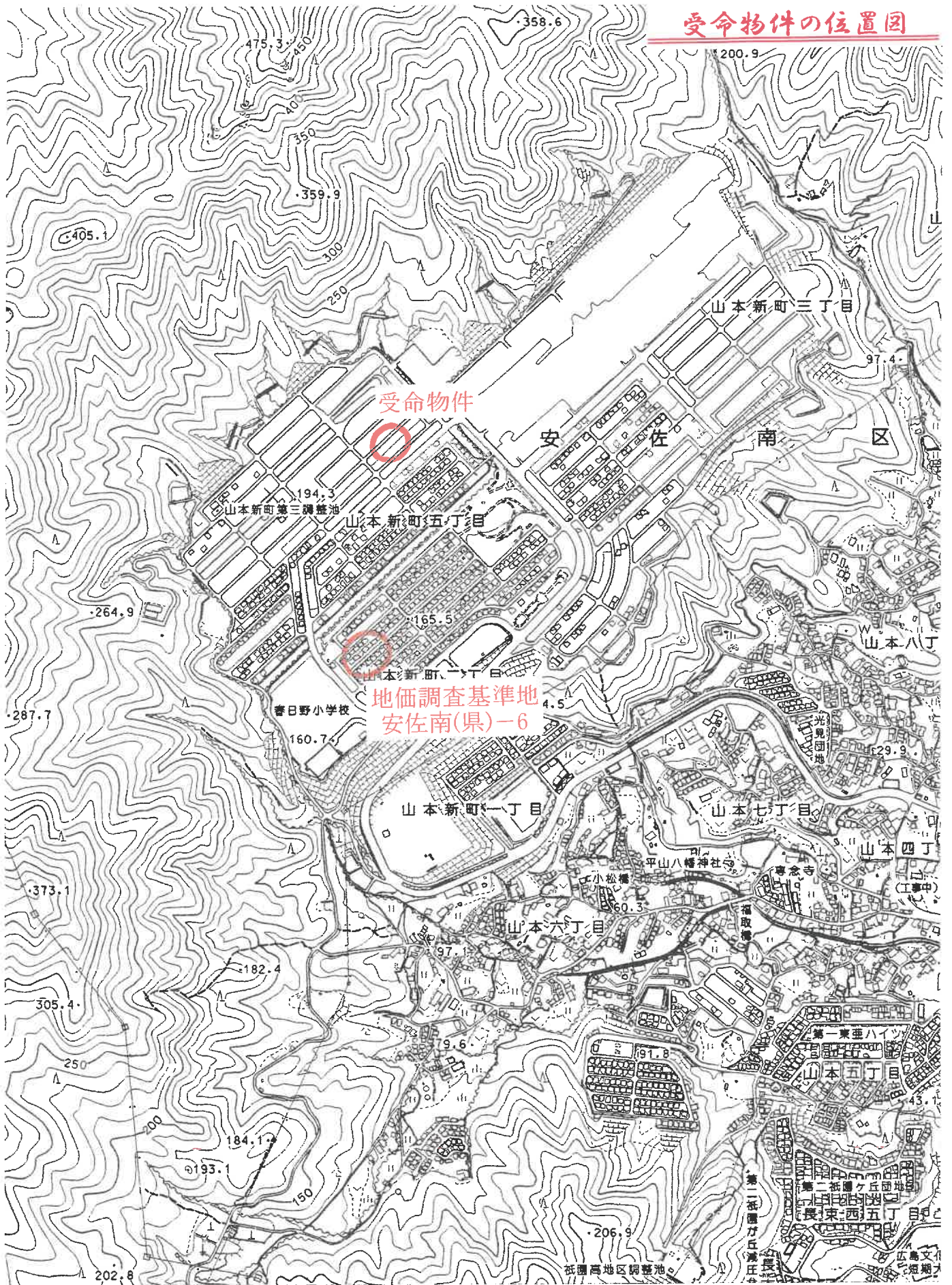
## 第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図（広島市「白図」縮尺1/10,000、1/25,000）
- 2 公図写し（法務局備付）
- 3 地積測量図写し（法務局備付）
- 4 建物図面・各階平面図写し（法務局備付）
- 5 建物間取図（見取図）

以 上



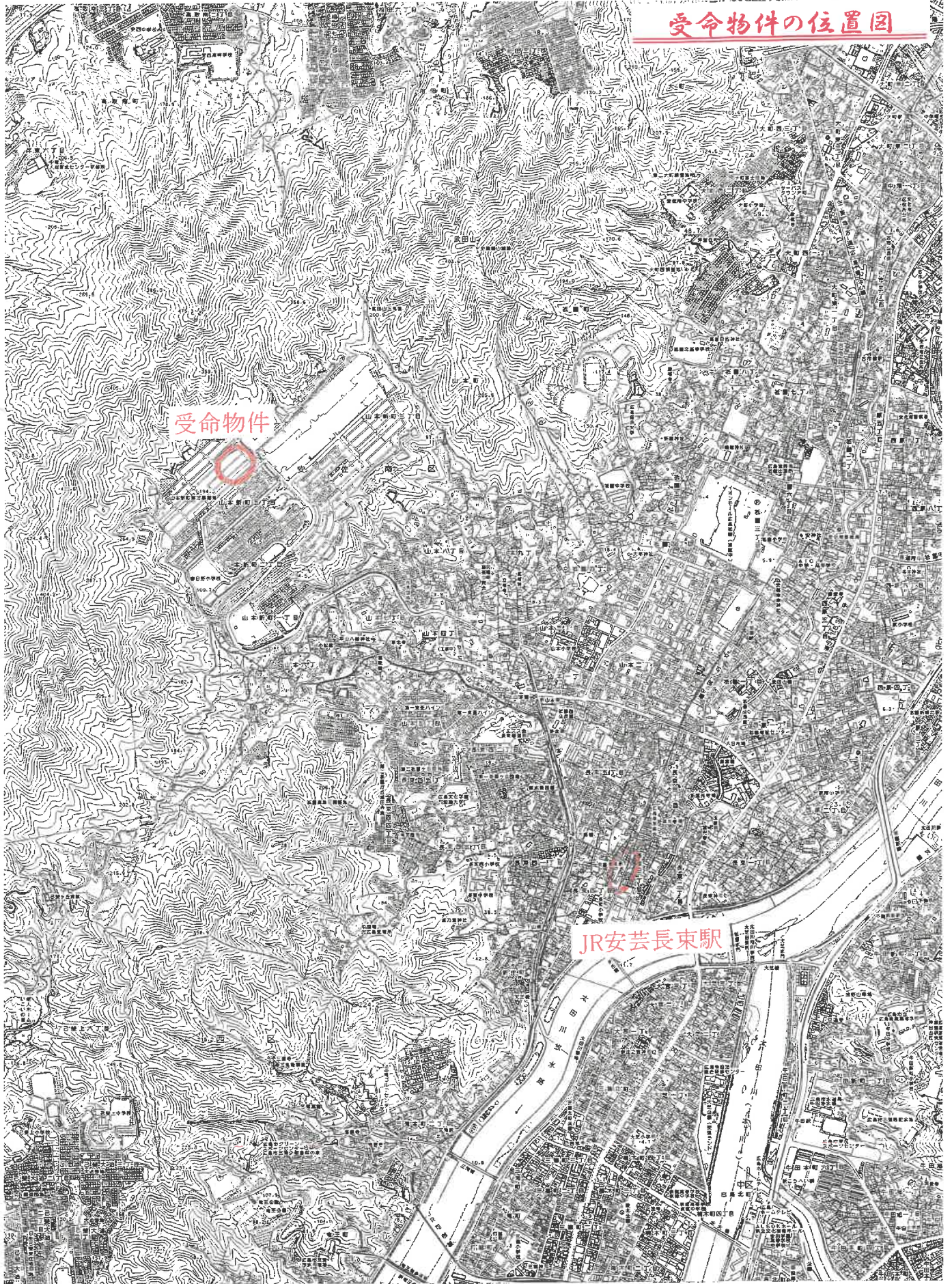
# 受命物件の位置図







# 受命物件の位置図



受命物件

JR安芸長束駅



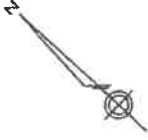
# 土地所在図

地番 512 乃至 527

土地の所在 広島市安佐南区山本新町五丁目

世界測地系

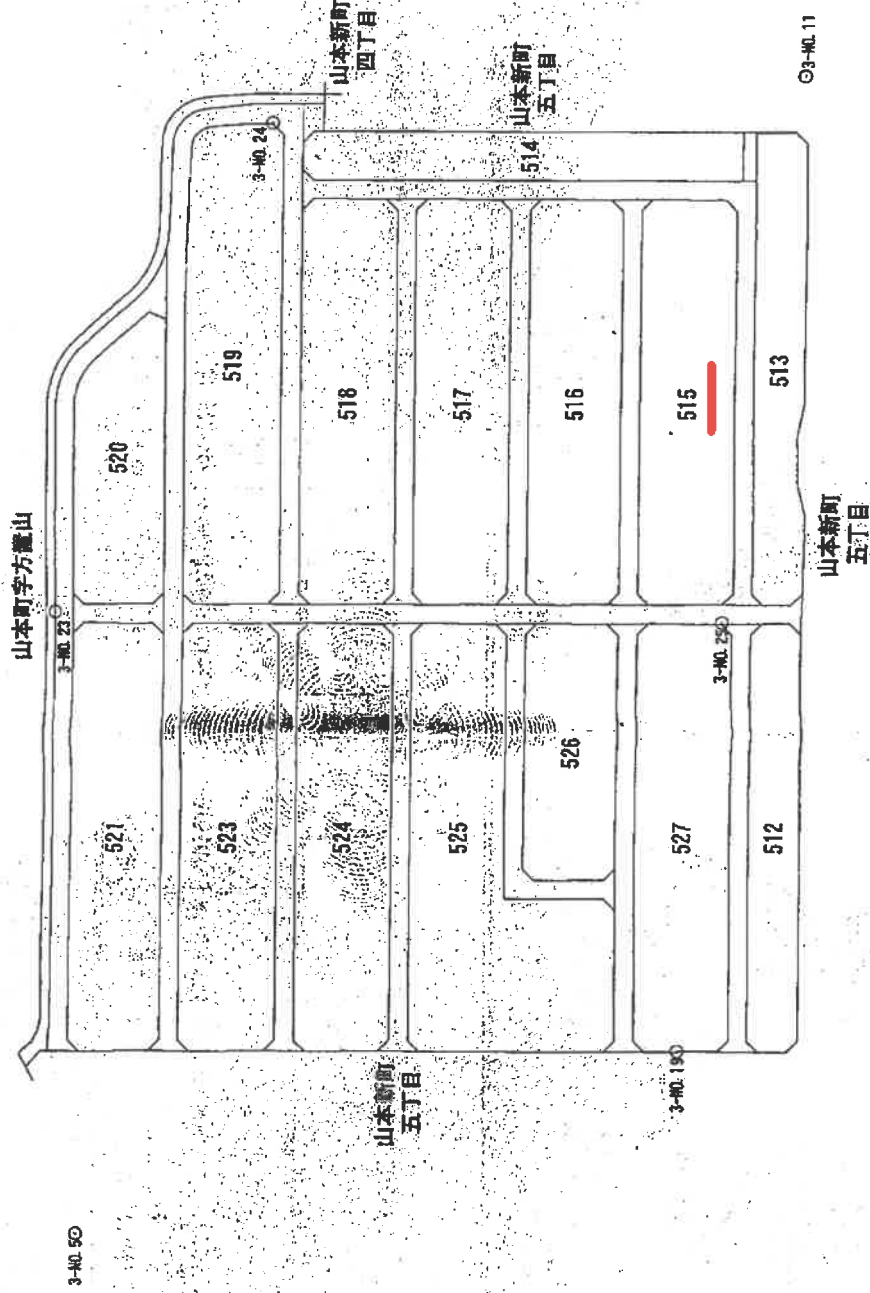
全図



基準点座標一覧表

点名	X	Y	地籍
2-NO.1	-171821.635	25162.377	コンクリート杭
2-NO.2	-172160.020	24542.744	コンクリート杭
3-NO.5	-172387.885	24424.574	金属標
3-NO.11	-172298.060	24857.953	金属標
3-NO.19	-172488.277	24599.514	金属標
3-NO.23	-172242.516	24566.820	金属標
3-NO.24	-172184.271	24730.088	金属標
3-NO.25	-172401.816	24771.104	金属標

測地系	世界測地系
座標系	第Ⅲ系
測量年月日	平成25年4月20日



縮小B4→A4

\*座標値は、春日野宅地開発事業に伴う、公共測量基準点（国土地理院送付済）より観測

作成者

申請人

(平成25年5月15日作成)

縮尺 1/2000

地番 515-1乃至515-27

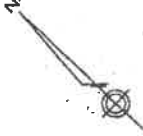
# 土地所在図

1/7

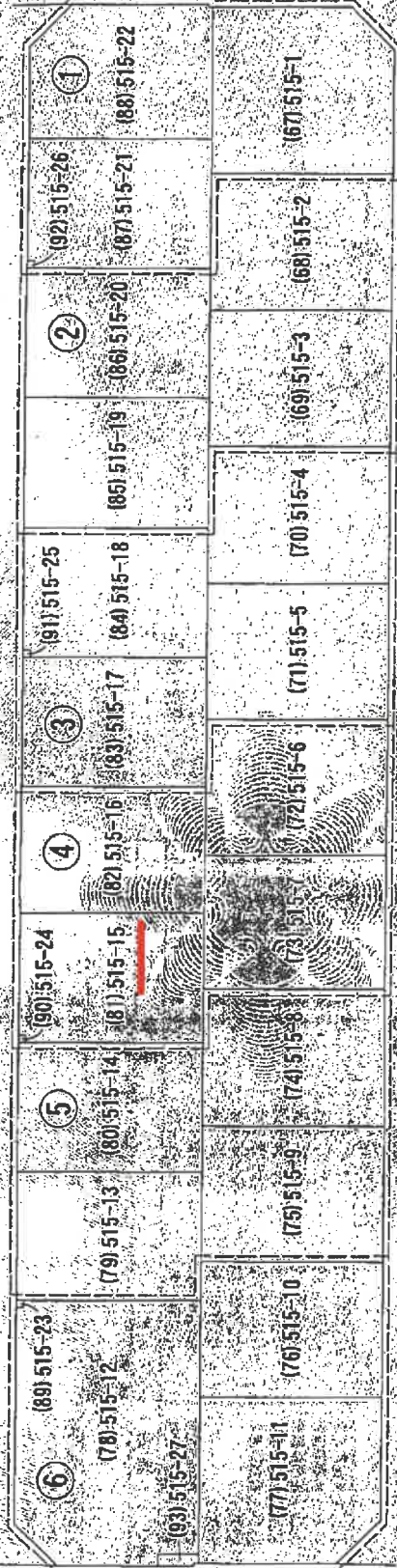
土地の所在 広島市安佐南区山本新町五丁目

世界測地系

## 全図



500-55  
(道路)



500-54  
(道路)

500-60  
(道路)

縮小B4→A4

作成者

申請人

縮尺 1/500

(平成 25 年 5 月 15 日作成)

地積測量図

5/7

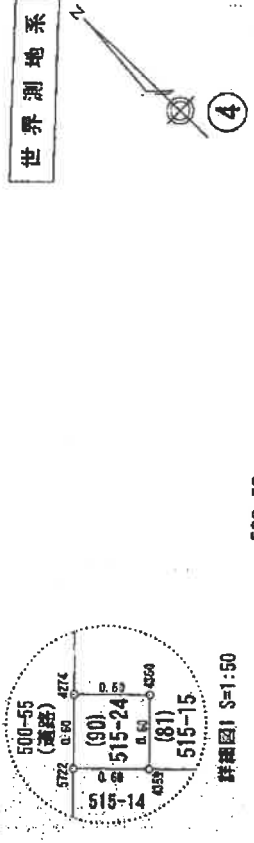
番地 515-6, 515-7  
515-15, 515-16, 515-24

土地の所在 広島市安佐南区山本新町五丁目

座標求積表

地番	NO.	標高	X	Y	辺長	測線
515-6	72	5764 (新設金属板)	-172359.316	24761.621	11.51	5763-5764
		5763 (新設金属板)	-172351.454	24770.038	15.00	5746-5763
		5746 (新設金属板)	-172340.483	24759.797	5.67	5747-5746
		5747 (新設金属板)	-172344.354	24755.642	5.84	5748-5747
		5748 (新設金属板)	-172348.345	24751.373	15.01	5764-5748
		倍面積	345.904335	m	面積	172.95 m <sup>2</sup>
		面積	172.952175	m <sup>2</sup>	面積	
515-7	73	5765 (新設金属板)	-172367.153	24753.230	11.48	5764-5765
		5764 (新設金属板)	-172359.316	24761.621	15.01	5748-5764
		5748 (新設金属板)	-172348.345	24751.373	5.05	5749-5748
		5749 (新設金属板)	-172351.792	24747.662	6.41	5750-5749
		5750 (新設金属板)	-172356.166	24742.969	15.01	5765-5750
		倍面積	344.548769	m	面積	172.27 m <sup>2</sup>
		面積	172.274385	m <sup>2</sup>	面積	
515-15	81	5721 (新設金属板)	-172340.476	24737.112	10.31	4274-5721
		4274 (新設金属板)	-172347.516	24729.571	0.60	4360-4274
		4360 (新設金属板)	-172347.958	24729.984	0.60	4359-4360
		4359 (新設金属板)	-172348.370	24729.541	14.00	5733-4359
		5733 (新設金属板)	-172356.608	24739.993	0.88	5751-5733
		5751 (新設金属板)	-172359.248	24739.890	4.51	5750-5751
		5750 (新設金属板)	-172356.166	24742.969	6.41	5749-5750
	5749 (新設金属板)	-172351.792	24747.662	0.88	5732-5749	
	5732 (新設金属板)	-172351.149	24747.081	14.60	5721-5732	
		倍面積	337.544188	m	面積	168.55 m <sup>2</sup>
		面積	168.7720940	m <sup>2</sup>	面積	
515-16	82	5720 (新設金属板)	-172333.038	24745.080	10.90	5721-5720
		5721 (新設金属板)	-172340.476	24737.112	14.60	5732-5721
		5732 (新設金属板)	-172351.149	24747.081	0.88	5748-5732
		5748 (新設金属板)	-172351.792	24747.662	5.05	5749-5748
		5749 (新設金属板)	-172348.345	24751.373	5.84	5747-5749
	5747 (新設金属板)	-172344.354	24755.642	0.88	5731-5747	
	5731 (新設金属板)	-172343.708	24755.039	14.59	5720-5731	
		倍面積	337.440512	m	面積	168.72 m <sup>2</sup>
		面積	168.7202560	m <sup>2</sup>	面積	
515-24	90	4274 (新設金属板)	-172347.516	24729.571	0.60	5722-4274
		5722 (新設金属板)	-172347.928	24729.128	0.60	4359-5722
		4359 (新設金属板)	-172348.370	24729.541	0.60	4360-4359
	4360 (新設金属板)	-172347.958	24729.984	0.60	4274-4360	
		倍面積	0.731924	m	面積	0.36 m <sup>2</sup>
		面積	0.3659620	m <sup>2</sup>	面積	

\*公式  $A = 1/2 \times (X2 - X1) (Y1 + Y2)$



縮小B4→A4

作成者

申請人

縮尺 1/250

(平成 25 年 5 月 15 日作成)

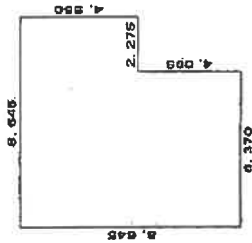
各階平面図

515-15

建物図面

家屋番号 515-15  
 建物の所在 広島市安佐南区山本新町五丁目515番地15

1階

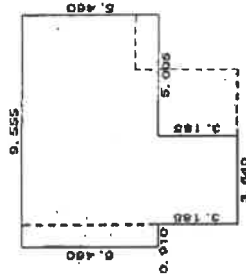


床積表

$4.550 \times 8.645 = 39.334750$   
 $4.095 \times 6.370 = 26.085150$

合計 65.419900  
 床面積 65.41 m<sup>2</sup>

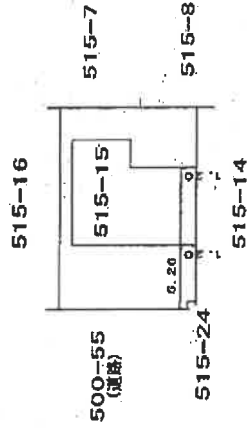
2階



床積表

$5.460 \times 9.555 = 52.170300$   
 $3.185 \times 3.640 = 11.593400$

合計 63.763700  
 床面積 63.76 m<sup>2</sup>



縮小B4→A4

作製者

縮尺 1/250

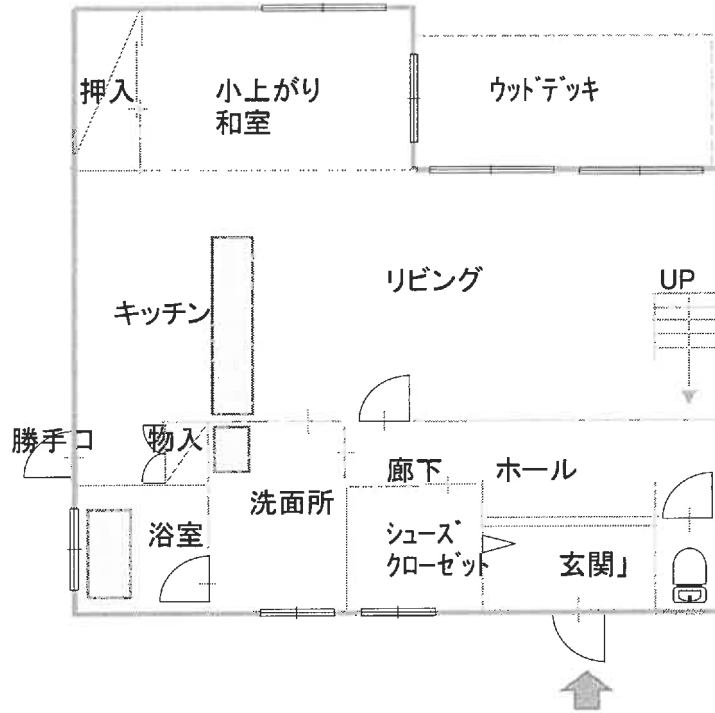
申請人

縮尺

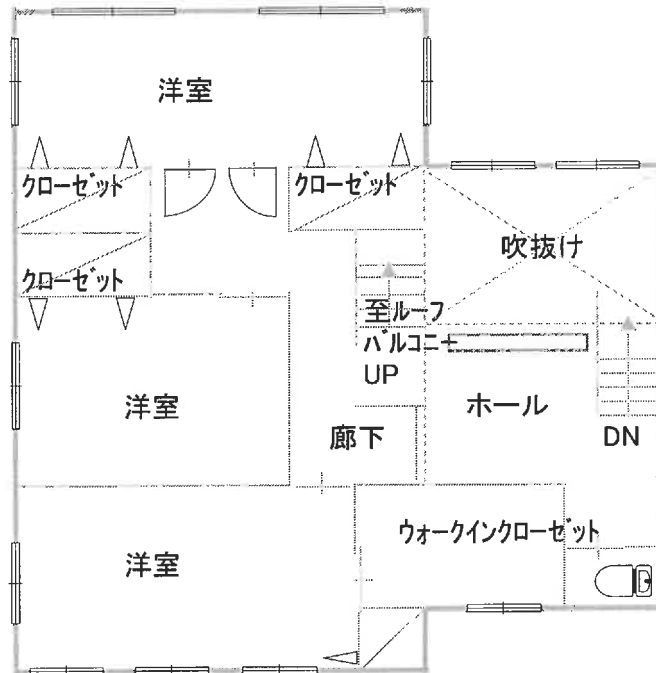
1/500

# 建物間取図 (物件2・見取図)

1階



2階



建築面積  
 1階 65.41㎡  
 2階 63.76㎡  
 合計 129.17㎡

